

広島県立

もんじょかん

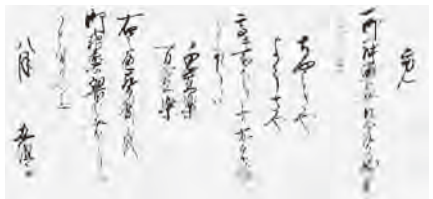
文書館だより

NO.40



HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

2016.3



上は御祭礼御行烈略絵図(吉井家文書 200612-21)、下左は「東照宮通り御祭礼に関する通達」(保田家文書199603-2)。中は広島東照宮前を進む神輿行列、右は広島市立中央図書館での展示

東照宮「通り御祭礼」と県立文書館

徳川家康の四百年忌に当たる平成二十七年(二〇一五)、広島では、二百年ぶりとなる広島東照宮「通り御祭礼」が復活開催され、約五五〇人の県民・市民が、江戸時代の武士や町人の衣装で、道具類を持ち行列に参加しました。沿道には七万二千人(主催者発表)の観客が祭礼行列を温かく見送りました(写真下中)。

江戸時代には五十年ごとで開催された「通り御祭礼」は、城下の士民が楽しみに加わりましたが、文化十二年(二八二五)を最後に、戦争や原爆からの復興のため、開催が見送られてきました。このため、平成十年(一九九八)の一部復活を除いて、今回が二百年ぶりの開催となったのです。

文化十二年の行列は、「御祭礼略図絵」や「知新集」で知られていましたが、「通り御祭礼」がどのような性格で、人々がこの祭礼をどのように見て、参加したか、長い中断のため知られていませんでした。そこで、当館では「通り御祭礼」開催を前に、まず六月二十七日から収蔵文書紹介展「広島東照宮「通り御祭礼」展」二百年振りに復活する城下町の祭り」を開催し、さらに、多くの方にこの祭礼を知っていただくため、九月十七日からは広島市立中央図書館ロビーへ会場を移して展示し、大きな反響を呼びました(写真下右)。

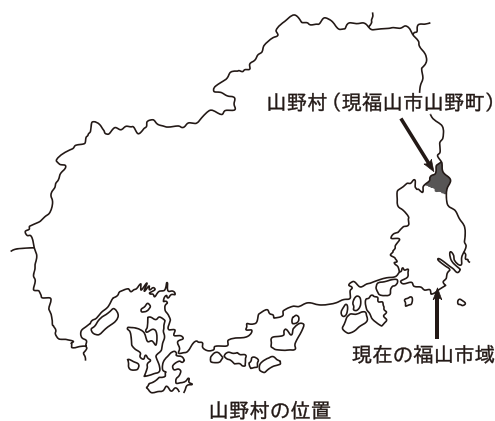
また、この準備の過程で、明和二年(七六五)の絵図(写真上)や、神輿^か昇きの掛け声に関する新しい資料(写真下左)を発見することもできました。

広島は原爆によって城下町の重要な歴史遺産が失われ、江戸時代から続く豊かな文化があったことが忘れられがちです。今後もこの祭礼が続けて開催され、江戸時代から続く広島史の歴史を見つめなおす契機になることを望みます。

(西村 晃)

山野村の引揚者たち

広島市公文書館歴史資料専門員 伊藤公一



敗戦時、旧植民地を含む海外には、六六〇万人もの日本人がいたと言われる。一九四六（昭和二十一年）年末までに、五〇〇万人が引揚者・復員者として日本の土を踏んだ。多くの人々は、潜在的な失業者として再起を図ることになった。山野村（現福山市、左図）にも多くの引揚者や復員者が流入し、彼ら・彼女らは物資の不足や再就職など、様々な課題に直面することになった。ここでは広島県引揚同胞更生会深安支部山野分会が作成した名簿を用いて、引揚者たちの行動の一端を追跡する。



『山野分会 No. 2』（山野村役場文書10141）に綴じられている、引揚世帯ごとの会員名簿の一部。財産状況や、衣食住に関する要望、職歴・技能などを調査している。

引揚者の受け入れ
一九四五年内には、朝鮮に居住していた人々を中心とする引揚者たちが、山野村に流入した。四六年の五月からは、満州国に敗戦前後まで居住していた人々の引揚も本格化した。毎月十名以上の引揚者が山野村に流入した。四七年に入ると、大連等からの引揚者も加わった（『山野分会 No. 2』山野村役場文書一〇一四一）。

深安郡海外引揚者互助会山野支部の結成届書が山野村長へ提出されたのは、一九四六年九月のことである。結社届書によれば、同会山野支部は「引揚者ノ生活指導援護」を目的としていた（昭和二十一年二月勅令第百一号第五条第二項ニ依ル結社届綴）（『引揚者証明書写外包』山野村役場文書四〇〇八）。なお、この会は、四六年四月ごろには、すでに活動を開始

表2 引揚以前の職業

	男	女
農業	4	1
鉱業	1	
工業	13	1
商業	3	
交通業	6	1
公務・自由業	26	2
その他	2	3
無職	10	64
合計	65	72

前掲『山野分会 No. 2』から、1945年8月15日時点で満15歳以上の人物の職業を分類、集計した。職業分類は1930年国勢調査に準拠したが、表現を改めている。

女性の大部分は無職である。世帯主の妻や、若い、おそらく未婚の女性である。男性の多くが公務や工業に従事していることを考えれば、妻たちの多くは主婦だったのだろう。旧職業欄に「家事」や「家事手伝い」と書き込まれている女性もいた。数少ない有職者は、若い女性を中心であり、会社員として働く人もあった。

表1 山野村の引揚世帯・引揚者数

	引揚世帯数	引揚者数
1946年 9月	58	184
1946年12月31日	N/A	243
1947年 6月 1日	76	236
1947年 6月30日	N/A	224
1955年11月	44	N/A

『昭和二十一年二月勅令第百一号第五条第二項ニ依ル結社届綴』『引揚者証明書写外包』（山野村役場文書4008）、『受特地区人口実態調査二関スル件』『救済用戦災引揚生食物資配給通牒一件』（同上6255）、前掲『山野分会 No. 2』、『受特地区人口実態調査に関する件』『公文書綴』（同上1549）、『引揚者名簿』（同上10140）により作成。

引揚世帯・引揚者の流入は続き、四七年六月現在の山野分会の会員数は、四六年九月に比べ、一八世帯、五二名ほど増加した（表1）。

引揚以前の職業
引揚者たちの引揚前の職業は、表2の通りである。男性に多いのは、公務・自由業である。公務・自由業の多くは、朝鮮総督府の職員や、朝鮮・満州国の警察官であった。工業の内訳は、機械工業や電信電話、金属加工などで、多様だった。工業に従事していた引揚者の多くは、名簿の「就業に対する特有なる技能」欄や「詳細なる職歴」欄に、積極的に詳細を書き込んでいる。その中の一人は、「生活安定に対する意見希望」欄に、「過去二〇年間ノ経験ヲ生カシ其ノ方面へ就職ヲ希望ス」と記入した。彼らには、再就職への意欲と自信があったようである。満鉄社員で詳細不明の人は、便宜的に交通業に分類した。無職の男性の多くは、学生等である。

していたことが確認できる（『戦災者・引揚者・義勇軍物資配給台帳』山野村役場文書五〇〇〇）。

同会山野支部は、一九四六年十一月に名称変更を届け出た。新しい名称は、広島県引揚同胞更生会深安支部山野分会である。この届書では、分会の目的は「引揚者ニ対スル応急援護諸般ノ斡旋及恒久的更生施設ヲナシ其ノ奨励（ママ）ノ生活擁護確立ヲ図」ることであると述べている（前掲四〇〇八）。

引揚後の窮状

引揚者たちの生活は、敗戦前とは一変した。一九四七年六月時点の名簿から確認できる七十六世帯のうち、世帯主の親元に受け入れられたのは三十九世帯、親戚方は十二世帯、自宅に落ち着いたのは十世帯、借家は六世帯、知人方は二世帯、不明（住まいの詳しい事情が記入されていない）は七世帯だった。表2に取り上げた六十五名の男性のうち四十五名は、引揚後の現在は無職であると申告している。無職の中には「親元ニテ農業ノ手伝ヒ」をしていると記入する人もいた。女性のほとんどは無職だが、分類上は同じ「無職」でも、植民地や満州国にいた頃とは意味合いが異なるだろう。詳細な職業が「家事」や「家事手伝」と記載されている女性はいない。

手持現金や手持品は全くないと名簿に明記しているのは、八世帯である。他に、空欄または斜線等を記入している世帯が十世帯ある。多くは手持品がない状態で引き揚げてきたのだろう。こうした人々の引揚前の住所は、ほとんどが満州国や朝鮮だった。敗戦間際のソ連の侵攻に伴い、居住していた地域を着の身着のまま離れたのであろう。

ある程度の現金を持っている世帯も、安泰だったわけではない。九世帯は、現金以外の手持品がないと明記している。手持現金・手持品がないことを明記している世帯と合わせると、少なくとも十七世帯

が必要最低限の衣類や布団を持ち合わせていないことになる。

衣類の配給を希望している世帯は、名簿に明記されているだけでも十七世帯で、寝具は六世帯である。現金とリュックサック数個分の手持品はあるものの、「着換ナキヲ以テ配給ヲ願フ」「寝具一枚モナシ」と、衣類も寝具もないと記入している世帯もあつた。名簿に明記していないだけで、衣類・寝具の配給を必要としている世帯は、他にも多数存在したはずである。

手持現金の中央値は、手持現金がない世帯と不明の世帯とを除外した場合でも、五〇〇円に過ぎない。ある世帯は、手持現金は五〇〇円で、他に衣類を所有していると申告した。しかし、五〇〇円の現金には「今ハナシ」という但し書きが書き込まれている。一九四六年二月以降の金融緊急措置では、一ヶ月当たりの給与の支払いが五〇〇円に制限された。一般的な引揚世帯の手持現金は、一ヶ月分の給与の限度額と同程度だったのである。金融緊急措置の翌年の一九四七年ともなれば、インフレはさらに進行している。比較的手持現金が潤沢な引揚者でさえ「諸物価ノ高価ニ只管困難シ居ル」と述べている。五〇〇円の手持現金をすぐに使い切ってしまったとしても不思議はない。

こうした引揚者に対し、山野村役場は現状の把握に努め、福山地方事務所等と連携して寝具や衣類の配給を行った。海外引揚者互助会、次いで引揚同胞更生会

山野分会の当面の役割も、こうした人々が必要とする物資を調査し、公定価格で配給するなどの「応急援護」だったのである。

再起を図る引揚者たち

引揚者たちも、座して救済を待っていないわけではない。彼ら・彼女らの移動は盛んだった。

表3によれば、引揚の後、一九四七年までに他地域から山野村へ流入したのは五世帯だった。これらの人々は、親元などに身を寄せており、血縁を頼って山野村に入ったことが分かる。他にも、四六年九月以降に、出産以外の理由で家族数が増えている世帯がある。親戚等の引揚者を引き取ったのだろう。

山野村からの流出は、流入よりもはるかに多い。山野村内に定着している引揚者数は、一九四六年末をピークに漸減している（表1）。この間も引揚は続いている

表3 引揚者世帯数の変化

	1947年6月	1955年11月
定着	76	44
定着世帯中の新規流入	5	12
流出	22	44

前掲『〔引揚者証明書写外包〕』、『山野分会No.2』『引揚者名簿』の名簿より集計。定着は、その時点で定着している引揚世帯の合計。定着世帯中の新規流入は、以前の名簿には存在しなかった世帯。流出は、ひとつ前の名簿の作成時に存在した世帯と、名簿作成後に流入した世帯のうち、新しい名簿上には存在しない世帯。

ることから、引揚者の流入以上に、流出が多かったことがわかる。四七年六月までに流出した世帯は、確認できるだけでも二十二世帯である（表3）。朝鮮からの引揚が本格化してから、まだ二年も経っていない。前に見たように、世帯主らが無職であるケースは非常に多く、名簿にも就職希望を書き込む人は多かった。「余り内地人の人情無きを悲しむ。再度渡台希望す」と、引揚元の台湾に戻りたいと述べる人もいた。村外への移動に対する志向は、態度や内容に相違はあるものの、相数の世帯に共有されていたといえよう。

引揚者の流入出は、一九四七年以降も続いた。五五年十一月、山野村に居住している引揚世帯は四十四だった。このうち、四七年六月ごろ、既に山野村に居住していたのは、三十二世帯だった。残りの十二世帯のうち十一世帯は、四七年六月よりも前に引き揚げており、しかも山野村が本籍ではないことが多い。したがって、この十一世帯は、一度は本籍地等に居住し、後に山野村へ移動したものとと思われる。残り一世帯は、ソ連に抑留され、四九年に引き揚げてきた人物とその家族だった。

一九四七年から五五年までの間、村に定着していた三十二世帯の人々の多くは、農業を営むようになっていた。引揚当初、生活安定の手段として農業に関する事項を記入した人は少なかった。多くの人は、当面の衣食住の問題に関心を集中し

表4 世帯主の職業の変化

	引揚前	1947年ごろ	1955年11月
農業		9	21
鉱業	1		
工業	5	1	1
商業	3		1
交通業	4		
公務・自由業	13		3
その他	1		1
無職	5	22	5

前掲『山野分会 No.2』、『引揚者名簿』より集計。1955年11月、山野地区(同年、町村合併により山野村は加茂町の一部になった)に居住していた引揚世帯のうち、47年以降、同地区に定着し続けていた32世帯のみを対象としている。

ていたし、何らかの専門的な技能がある人々は、再就職の可能性を模索していた。就農したいと明記した引揚者は「就農致度も耕地なし 他に就職も可」、「国有林又ハ山林ヲ開拓」を希望すると述べており、十分な農地を所有していない状態だったことがわかる。だが、配給や農業の手伝い等で急場をしのいだ人々の多くは、やがて就農していった(表4)。少数ながら、村内に居住を続け、公務や商業に従事した人々もいた。引揚者の一人は、山野村が加茂町の一部として合併の列に加わったとき、村役場の幹部になっていた。

帯はすでに存在しない。これらの世帯の緊急避難的な生活は終わり、村を去っていったのだろう。前に触れたように、敗戦前まで海外で工業に従事した人々の多くは、再就職の機会をうかがっていた。彼らを世帯主に擁するのは十三世帯だが、五五年十一月の時点で山野村に残っていたのは、五世帯だけである。少なくない世帯主が新しい仕事を求め、世帯ごと再び旅立って行ったのだろう。海外で培った技能を活かしたいという彼らの希望は、叶えられたのかもしれない。

一九五五年、日本の国民総生産や鉱工業生産指数は戦前水準を回復し、上回りつつあった。第二次産業の就業者は増加し続けていた。山野村を去った引揚者たちは、未だ高齢とは言いがたい人も多い。高度経済成長への助走を下支えした人々の中に、彼らの姿があったとしても不思議はない。

《収蔵文書展によせて》
広島県の市町村合併

二年(小川家文書)
最新大広島市街地図 広島・広文館 昭和四年三月(長船友則氏収集資料)

広島県内には、明治二十一年(八八八)

二 「昭和の大合併」

(一) 合併の方針と計画

に、一七四の町村が存在していましたが、明治、昭和、平成の三度に及ぶ「大合併」を経て、現在では二三の市町に再編されています。合併によって、財政基盤の強化や行政効率の向上などの成果が上がりましたが、その一方で周辺部の活力低下や住民と行政との距離拡大などの課題が指摘されています。本展では、広島県立文書館が所蔵する行政文書や古文書の中から、市町村合併の経緯を跡付けることができる資料を紹介し、その歴史的意義について考えてみたいと思います。展示構成と主な展示資料は、次のとおりです。

(二) 合併の進展と課題

・ 広島県町村合併状況図 昭和三十五年(山田勉孝文書)

・ 町村合併関係綴 山野村 昭和二十八年

・ 三十年代(山野村役場文書)

・ 広島県・島根県境界変更 昭和二十六年

・ 二十八年(県行政文書)

(三) 新市町村建設促進

・ 各市町村の建設計画書(行政資料)

・ 各市町村の観光資料、要覧(昭和三十

・ 五十年代)(県行政文書、行政資料)

三 広域市町村圏の形成

(一) 広島市の広域合併

・ 広島広域都市圏建設基本計画 第一部基本構想 昭和四十二年(行政資料)

・ 広島市・沼田町合併協定書、合併建設計画書 昭和四十五年(行政資料)

(二) 福山市の広域合併

・ 福山市建設計画書 福山市・松永市合併協議会 昭和四十一年(行政文書)

・ 福山市ほか7町合併による福山広域都

一 戦前の市町村合併

(一) 市制・町村制の施行と「明治の大合併」

・ 市制及町村制公布の上諭(芸北町役場収集文書)

・ 事務引継目録 三谿郡元敷地村外四ヶ村戸長役場 明治二十二年(奥家文書)

・ 町村制実施二関渉ノ書類纏 下村外一ヶ村戸長役場 明治二十一年(県史編さん室収集資料)

(二) 大正、昭和初期の合併

・ 広島市町村合併二関スル調査書 昭和

収蔵文書展 広島県の市町村合併

期間 平成28年3月28日(月)～6月11日(土)

場所 広島県立文書館展示室

関連行事 文書館講演会

(収蔵文書展に関連した内容を予定)

期日 平成28年6月4日(土) 10:00～12:00

場所 広島県立文書館研修・会議室

講師 荒木 清二(当館主任研究員)

申込 電話・葉書・FAXまたはEメールで

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47

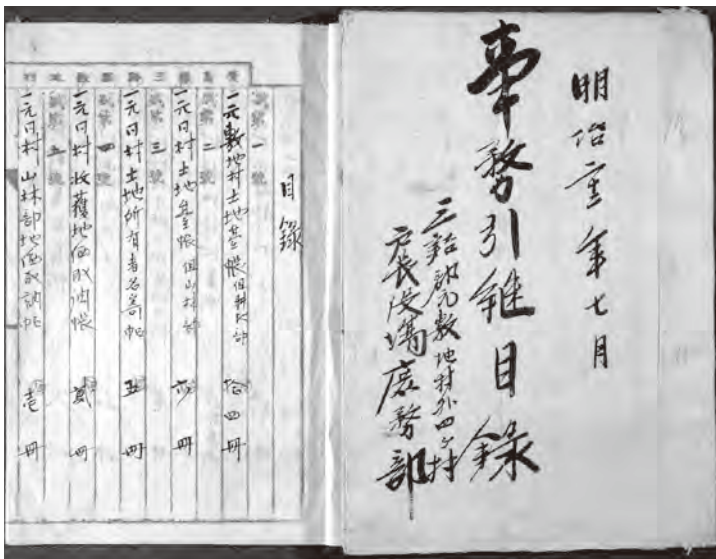
広島県立文書館

TEL 082-245-8444 FAX 082-245-4541

Eメール monjokan@pref.hiroshima.lg.jp

四 「平成の大合併」

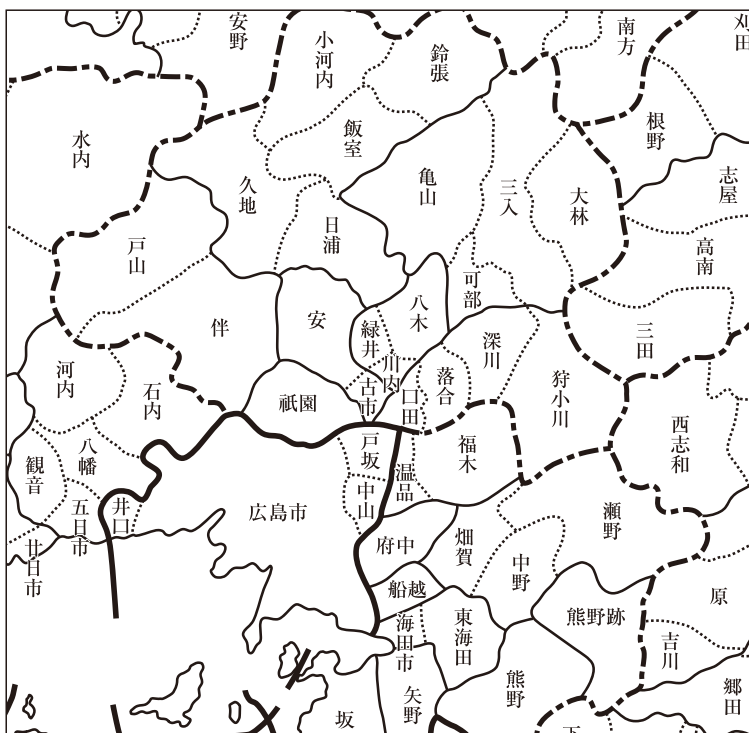
- ・ 市構想(案) 昭和四十五年(山野村役場文書)
- ・ (三) 賀茂学園都市建設構想と東広島市の誕生
- ・ 東広島市建設基本計画書(小池秀男文書)
- ・ 市町村振興/東広島市合併関係(1)昭和四十九年度(県行政文書)
- ・ 広島県市町村合併推進要綱 広島県平成十二年(行政資料)
- ・ これからの市町村合併 広島県(行政資料)
- ・ 各市町村の合併建設計画(行政資料)(荒木清二)



事務引継目録 三谿郡元敷地村外四ヶ村戸長役場 明治22年
(奥家文書200805/近代64 所収)



「因島市(仮称)設置の案」 広島県 昭和27年
[広島県行政文書(旧長期保存文書) 100592所収]



「昭和の大合併」前の広島市周辺



「これからの市町村合併 新しい市町村合併特別法のあらし」 広島県(行政資料 2050/2011/413)

収蔵文書の紹介

収集された資料群

文書館が収蔵する歴史資料には、旧家や寺社・団体などに伝わった伝来文書ばかりでなく、それ以外に、いわゆる収集文書（コレクション資料）と呼ばれるものも一定の割合で含まれている。

これらは、郷土史研究者や収集家個人の長年にわたる地道な研究・収集活動の「遺産」であり、彼らの努力がなければ、今に伝わらなかったと思われるものも多い。その点で、伝来文書とは異なる性格と意味合いを持っている。

以下、当館が収蔵するコレクション的資料群をいくつか紹介したい（なお、ここで紹介するのは、全て故人であることから、原則として敬称は省略した）。

■青木茂氏旧蔵文書

青木茂（一八九八〜一九八四）は、尾道地方を主フィールドとした社会経済史・地方史の研究者として知られ、尾道市立短期大学教授・神戸学院大学経済学部教授を歴任した。『尾道市史（旧版、全三巻）』、『新修尾道市史（全六巻）』、『因島市史』等の市史を手がけ、その他にも『近世における富籤の社会経済史的研究』などの著作がある。

また、青木は、尾道地方を中心とした資料（古文書類）の調査収集にも努めており、それら収集した資料を『尾道市史』

をはじめとする著作類に活用した。これらの古文書は、青木の没後、金光教団に寄贈され、金光図書館が架蔵していたが、平成十二年（二〇〇〇）七月に当館に寄贈された。



尾道十四日町年誌（青木茂氏旧蔵文書）
宝永2年（1705）〜嘉永5年（1852）

尾道町年誌（右）

右に掲げた尾道十四日町年誌は、江戸中期から幕末にかけて同町の町年寄が作成した、いわゆる「御用留」である。近世尾道町の研究には不可欠の基礎的資料である。ただし、伝存しない年も多い。

これらの多くは、幕末に十四日町年寄を勤めた豪商橋本家に、廃藩後も保管されていたが、戦前期に青木茂が同家などから譲り受けている。

富くじ札（下）

青木茂には近世富くじの研究書もあり、実物の収集も行っている。

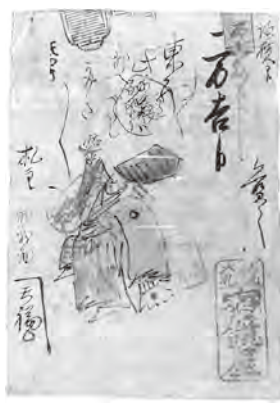
富くじは興業的賭博として、禁制の対象になっていたにも関わらず、各地で盛

んに行われていた。

左に掲げたのは、尾道で行われていた富くじの札で、形式的は物品の入札という体であるが、実態は富くじそのものである。今の宝くじとは異なり、あらかじめ札に書いてある番号で当たりはずれが決まるのではなく、札を購入した者が何か文言や絵を書いておき、それが当たりはずれを識別する印となった。



青木茂氏旧蔵文書200004/300/9



富くじ札

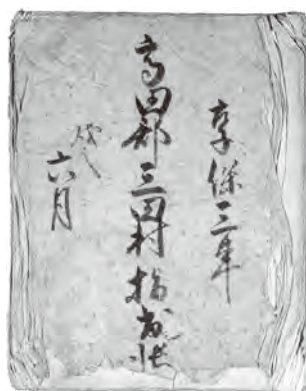
■永井彌六氏収集文書

永井彌六（一九〇四〜二〇〇〇）は、高田郡三田 現広島市安佐北区白木町三田出身の郷土史研究者。

戦後間もない昭和二十二年（一九四七）、三田村長となり、町村合併後は白木町長を

昭和四十三年（一九六八）まで勤めた。公職の傍ら、近世農村の研究を続け、『広島藩の農村』『広島藩の庄屋』『安芸国高田郡郷土史こぼればなし』『わがふるさと三田』等、多数の著書がある。

数は多くないが、研究の傍ら古文書類も収集しており、近世村方文書のほか、富くじ札などが残されている。

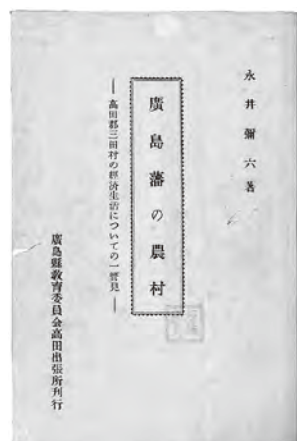


高田郡三田村差出シ帳 享保3年（1718）6月
表紙と冒頭部分 永井彌六氏収集文書 199401/6

三田村指出帳（右）

村指出帳は、村ごとに提出した村勢要覧のようなもので、村明細帳とも呼ばれる。村高、年貢率の変遷、雑税の種目と額、人口や村内寺社、周辺村との里程など、その村の基本的な情報が記録されており、永井は最初の著作『広島藩の農村』において、これらを

活用している。



『広島藩の農村』(右) 永井の最初の著作である『広島藩の農村』(昭和二十五年七月刊)は、村長職を勤めながら書いたもので、その内容のユニークさから専門家の目にも留まることになった。

■山田勉孝文書

山田勉孝(一九二〇～一九九八)は、戦後長く広島県職業安定課に勤めた。山田はいわゆる郷土史研究者ではないが、高度成長期に入るところから、県内を隈なく歩き、観光パンフレット類を収集・保存していた。

観光パンフレット類は、大衆観光の普及とともに多数が世に出され、多くの人々の手に渡ったと思われるが、資料としては一時的な使用を目的とするものなので、体系的に残されることは少ない。観光パンフレットに限らないが、大量に印刷され配布されるものの、むしろそれ故に残りにくい資料が利用しやすい状態で残っていることは、山田のような収集家のおかげである。



観光パンフレット(右)

昭和二十

年代から三十年代にかけての観光とレジャーに関するパンフレット類を山田はいくつも遺している。それらは、市町村だけでなく観光関連会社や団体が作成したものも多く、当時の観光状況をうかがい知ることができる資料となっている。

(長沢 洋)

平成二十六年度に収集した古文書

三吉家文書(寄贈)

比婆郡口南村の書記などを務めた、同村湯木の三吉家に伝来した文書二二三点。明治から昭和の経営帳簿や和書など。

(請求番号二〇一四〇二)

近藤憲男氏所蔵文書(寄贈)

昭和十年代、賀茂郡広村立実家高等女学校の教員辞令など四点。

(請求番号二〇一四〇二)

藤原浩修氏収集資料(寄贈)

大正・昭和時代の社会運動家小宮山富恵氏に関する文書や、歌人で、三菱広島・元微用工被爆者裁判を支援する会共同代表を務めた深川宗俊氏が収集した文化運動関連の刊行物、且原純夫氏が収集した共産党中国地方委員会が発行した機関紙類のコピーなど、総計一三七四点。

(請求番号二〇一四〇三)

土方家文書(寄託)

土方家は安芸郡上瀬野村庄屋や、明治になって上瀬野小学校長などを務めた。和書や、広島藩士荒木儀助の勤務関係資料など一三九点。(請求番号二〇一四〇四)

平野家文書(寄贈)

世羅郡津口村で庄屋、大正年間には同郡津久志村長を務めた平野家に伝来した文書九九八点。(請求番号二〇一四〇五)

広島県信用組合(寄託)

広島県信用組合(略称ケンシン)が六

十年史を編纂(平成二十六年発行)した際に使用した資料、一六五一点。

(請求番号二〇一四〇六)

楠 功氏所蔵資料(寄贈)

双三郡三次町に所属する隣組の一つ、横町常会の「例規」(昭和二十一年)、一点。

(請求番号二〇一四〇七)

小西正則氏所蔵資料(寄贈)

小西正則氏は広島市の部落解放運動活動家。小西氏が収集した資料など、五五一点。(請求番号二〇一四〇八)

沖田恭祐氏収集資料(寄託)

「はるな週報」、「榛名日日新聞」、「榛名新聞」など、戦艦榛名の艦内新聞(昭和十年～十二年)五九点。

(請求番号二〇一四〇九)

桑原家文書(寄贈)

安芸郡牛田村の桑原家に伝来した「女用文章」(女子用手本)など三点。

(請求番号二〇一四一〇)

日詰吾朗旧蔵文書(寄贈)

幕府の大坂御金蔵に関わる一年間の収入・支出を、江戸の勘定所に報告するため作成された享和二年(一八〇二)分の「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」。戊辰戦争に従軍した沼田郡久地村の日詰弁蔵が、戦利品として得たものと伝わる。

(請求番号二〇一四一一)

加藤家文書(寄贈)

昭和二十二年「天皇陛下中国御巡行警衛一件」、昭和二十六年「天皇・皇后両陛下警衛一件」と、山中高等女学校の教科

書など、一六点。(請求番号二〇一四二二)

出し帖」や、明治十年代の戸長役場文書など七七九点。(請求番号二〇一四一八)

景山家文書(寄託)

東広島市八本松町原の雷八幡神社などの宮司である景山家で収集した、古事記や日本書紀などの和書類、三八点。

広島労音機関紙(寄贈)

昭和二十九年(一九五四)に発足した「広島労音」の、発足から昭和四十年までの機関紙一二五点。

渡部正信氏所蔵文書(寄贈)

広島市東区の清水谷神社へ寄贈された「広島藩領内絵図」。

井上家文書(寄贈)

神石郡高蓋村の井上家文書のうち、大正から昭和初期の備後銀行上下支店・高蓋派出所関係の帳簿類や書類など。一六点。

宇高家文書(寄託)

難波一甫流の免許目録や褒書、起請文など、武術関係文書四二点。難波一甫流

このほか、山県郡加計村・井上家文書(寄託、二〇〇七〇九)二八九点(書簡や訴訟関係文書)が追加され、合計古文書は二六三、七五八点となった。

平成二十六年度の主なできごと

金井家文書(寄贈) 明治末から昭和戦前期にかけて、双三郡三次町で醸造・酒造なども営む地主であった金井家の家計簿など九点。(請求番号二〇一四一六)

安原家文書(寄贈) 御調郡市村で初代村長を務めた安原家の分家の交際記録など三二点。(請求番号二〇一四一七)

7月18日	入	県庁選別文書を中間書庫へ搬入
7月19日		続古文書解説入門講座開講
8月5日		安田女子大学学外実習
8月25日		インターンシップ3名受入
8月26日		ロビーに新案内板を設置
9月1日		県庁ギャラリー展「広島県庁舎の戦災復興(19日まで)」
9月4日		被災写真アルバム修復開始
9月10日		駒澤大学文学部見学
9月26日		広文協第1回研修会
9月31日		収蔵文書紹介展示「収蔵資料にみる昔の旅の和歌・唱歌」
10月31日		「古典の日」公開講座
11月1日		保存管理講習会
11月28日		被災写真対処法リーフレットをサイト公開
12月4日		収蔵文書紹介展示「五十年前の広島県政」
1月26日		広文協第2回研修会
2月5日		「被災アルバム修復と「リーフレット」作成の取組み」が県庁内の12月「ベストプラクティス大賞」を受賞
2月9日		文書館だより39号発行
3月13日		広島大学「地域アカデミー」一四一
3月14日		収蔵文書展「広島藩士三好家文書展」開始
3月27日		

森家文書(寄贈) 高田郡秋山村の庄屋で、維新後は同村の少長や戸長を務めた森家に伝来した文書、勝田村「国郡志御用二付下しらへ書

6月7日 文書館講演会
6月14日 古文書解説入門講座開講
7月14日 「今日の文書館」サイト公開開始

利用案内

開館時間

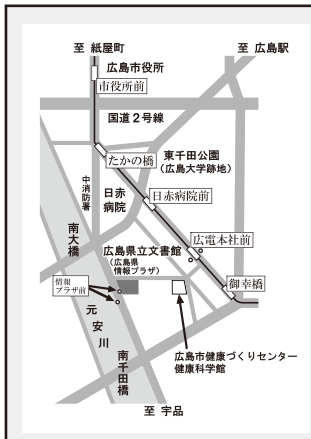
* 月～金曜日 9時～17時
* 土曜日 9時～12時

休館日

* 日曜日、国民の祝日及び休日
* 年末年始(12月28日～1月4日)

交通

* JR広島駅からバス(ベイシティ)經由広島港プリンスホテル方面行き)で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車(紙屋町經由広島港行き)で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第四十号
平成二十八(二〇一六)年三月十三日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七一四七
電話 〇八二二四五一八四四四
FAX 〇八二二四五一四五四一
ホームページ <http://www.pref.hiroshimainag.jp/site/monjikan/>
印刷 株式会社 沼田総合印刷